

支給申請書兼請求書

宮崎県知事 殿

給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報

↓申請年月日を入力してください

フリガナ 管理者(氏名を記載)		申請年月日	年 月 日
フリガナ 医療機関等の名称	保険医療機関コード:	住所・所在地	〒
フリガナ 開設者 (代表者の職・氏名も記載)		事務担当者	氏名
委任状			電話番号
			ファクシミリ
			電子メール
			氏名

2. 支給申請額

診療所等賃上げ支援事業	支給申請額(円)	
診療所等物価支援事業	支給申請額(円)	
合計	支給申請額(円)	

別紙様式第1号のとおり

別紙様式第2号のとおり

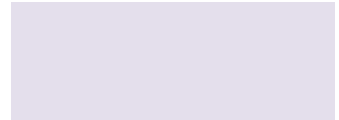
3. 振込口座

金融機関名		金融機関コード					支店名		支店コード			
口座番号 (右詰め)		預金種別					フリガナ					
							口座名義人					

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)を記入すること。

4. 支給申請に関する誓約事項

(1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。
(2) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。
(3) 各事業に定めのある支給要件を満たしていることを誓約します。
(4) 本給付金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は宮崎県から求められた場合には、これに応じます。
(5) 本給付金等の給付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る給付金の全額を返還します。
(6) 自己及び当該事業の実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当しません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでいずれの関与もありません。
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者



診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- ②：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

<input type="checkbox"/> ③：②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。	職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑤：賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させない。
- ⑨：著しく偏った配分は行わない。
- ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪：労働保険料の納付を適正に行っている。

【申請額】

対象病床数 (自動計算)	×	給付額 (3床以上の場合) 72,000円	=	算定額
使用許可病床数 (R7.8.1時点)		給付額 (2床以下の場合) 150,000円	=	算定額
令和6年度補正予算病床数適 正化支援事業による削減数 (R7.8.2以降)				申請額

(別紙) (有床診療所)

開設者：
有床診療所の名称：

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	<input type="checkbox"/>
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

別紙様式第2号（有床診療所）

宮崎県知事 殿

委任状の有無：

開設者：

有床診療所の名称：



診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

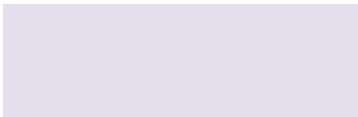
【申請額】

対象病床数 (自動計算)	×	給付額 (14床以上の場合)	=	算定額
		13,000円		
使用許可病床数 (R7.8.1時点)	×	給付額 (13床以下の場合)	=	算定額
		170,000円		
令和6年度補正予算病床数 適正化支援事業による削減 数 (R7.8.2以降)				申請額

委任状の有無：

開設者：

無床診療所の名称：



診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- ②：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

- ③：②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑤：賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
（④、⑤、⑥の重複可）
- ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させない。
- ⑨：著しく偏った配分は行わない。
- ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪：労働保険料の納付を適正に行っている。

【申請額】

給付額
150,000円

=

算定額
150,000円

申請額
150,000円

(別紙) (無床診療所)

開設者：
無床診療所の名称：

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

別紙様式第2号（無床診療所）

宮崎県知事 殿

委任状の有無：

開設者：

無床診療所の名称：



診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

給付額
170,000円

=

算定額
170,000円

申請額
170,000円

診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

①：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

②：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

③：②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑤：賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させない。
- ⑨：著しく偏った配分は行わない。
- ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。
- ⑪：労働保険料の納付を適正に行っている。

【申請額】

給付額
228,000円

=

算定額
228,000円
申請額
228,000円

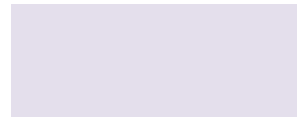
(別紙) (訪問看護ステーション)

開設者:

訪問看護ステーションの名称:

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>



診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

①：令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

②：本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(②、③、④の重複可)

③：賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(②、③、④の重複可)

④：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(②、③、④の重複可)

⑦：本事業の給付額は②～④のために支出する。

⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させない。

⑨：著しく偏った配分は行わない。

⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。

⑪：労働保険料の納付を適正に行っている。

【申請額】

所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点）
※該当する場合は○を記載

×

給付額
145,000円

=

算定額

所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点）
※該当する場合は○を記載

×

給付額
105,000円

=

算定額

所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点）
※該当する場合は○を記載

×

給付額
70,000円

=

算定額

申請額

委任状の有無：

開設者：

薬局の名称：



診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点） ※該当する場合は○を記載		給付額 85,000円	=	算定額
所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点） ※該当する場合は○を記載	×	給付額 75,000円	=	算定額
所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局に該当（R7.4.30時点） ※該当する場合は○を記載	×	給付額 50,000円	=	算定額
				申請額

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和 年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇で交付決定のあった医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業を下記のとおり変更したいので、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

1 補助金(変更)交付申請額
金 円

2 計画変更の概要及び理由

3 添付書類

- (1) (変更後)支給申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) その他資料

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

有床診療所の名称:

令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準の維持・拡大

令和8年3月1日時点のベースアップ評価料の届出

令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出

①: 賃金改善の総額

②: 賃上げ支援事業の支給額

①≥②の判定

②-①: 返還額 (千円未満切り捨て)

交付決定額

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)						賃金改善の総額					
対象職員の賃金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)						対象職員の賃金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)					
賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以降の ベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以 降のベースアップ月 額水準が支給額以 上(自動判定)	1名あたり平均額(月額)	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	賃金改善の総額
賃上げ(ベースアップ分) ((①対象人数× ②月額×③月数)÷①対象人数)							賃上げ(ベースアップ分) (①対 象人数×②月額×③月数)				
特別手当 ((①対象人数×②月額×③月 数)÷①対象人数)							特別手当 (①対象人数×②月 額×③月数)				
一時金 ((①対象人数×②支給額)÷① 対象人数)							一時金 (①対象人数×②支給 額)				
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)							令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

無床診療所の名称:

令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準の維持・拡大

令和8年3月1日時点のベースアップ評価料の届出

令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出

①: 賃金改善の総額

②: 賃上げ支援事業の支給額

①≥②の判定

②-①: 返還額(千円未満切り捨て)

交付確定額

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額				
対象職員の賃金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)							対象職員の賃金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)				
賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以降の ベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以 降のベースアップ月 額水準が支給額以 上(自動判定)	1名あたり平均額 (月額)	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	賃金改善の総額
賃上げ(ベースアップ分)((① 対象人数×②月額×③月数)÷ ①対象人数)							賃上げ(ベースアップ 分)(①対象人数×②月 額×③月数)				
特別手当((①対象人数×②月 額×③月数)÷①対象人数)							特別手当(①対象人数 ×②月額×③月数)				
一時金((①対象人数×②支給 額)÷①対象人数)							一時金(①対象人数× ②支給額)				
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)							令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				

診療所等質上げ支援事業 実績報告書
(資金改善報告書)

開設者:

訪問看護ステーションの名称:

令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準の維持・拡大

令和8年3月1日時点のベースアップ評価料の届出

令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出

- ①: 資金改善の総額
- ②: 質上げ支援事業の支給額
- ③: ①の判定
- ④-⑥: 返還額 (千円未満切り捨て)
- 交付決定額

1名あたり平均額 (職種によって異なる場合は加重平均してください)						資金改善の総額						
対象職員の資金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)							対象職員の資金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)					0
資金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以降の ベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日 以降のベースアップ月 額水準が支給額以上 (自動判定)	1名あたり平均額(月額)	資金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	資金改善の総額	
質上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)							質上げ(ベースアップ分)(①対象人数×②月額×③月数)					
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)							特別手当(①対象人数×②月額×③月数)					
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対象人数)							一時金(①対象人数×②支給額)					
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)							令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)					

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開股者:

薬局の名称:

令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準の維持・拡大

令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出

①: 賃金改善の総額

②: 賃上げ支援事業の支給額

③: ①-②の判定

④-①: 返還額 (千円未満切り捨て)

交付決定額

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)						賃金改善の総額					
対象職員の賃金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)						対象職員の賃金改善実績の有無(右欄に○・×を記載)					0
賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以降の ベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以 降のベースアップ月 額水準が支給額以 上(自動判定)	1名あたり平均額(月額)	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 一時金支給額	③月数	賃金改善の総額
賃上げ(ベースアップ分)((①対象人数× ②月額×③月数)÷①対象人数)							賃上げ(ベースアップ分)(①対象人数× ②月額×③月数)				
特別手当((①対象人数×②月額×③月 数)÷①対象人数)							特別手当(①対象人数×②月額×③月 数)				
一時金((①対象人数×②支給額)÷① 対象人数)							一時金(①対象人数×②支給額)				
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上 回る部分(別紙にて算定)							令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上 回る部分(別紙にて算定)				

